

# 全国健康保険協会運営委員会（第26回）議事次第

平成22年12月24日（金）15:00～

アルカディア市ヶ谷 会議室

## 〔議 題〕

1. 保険料率について
2. その他

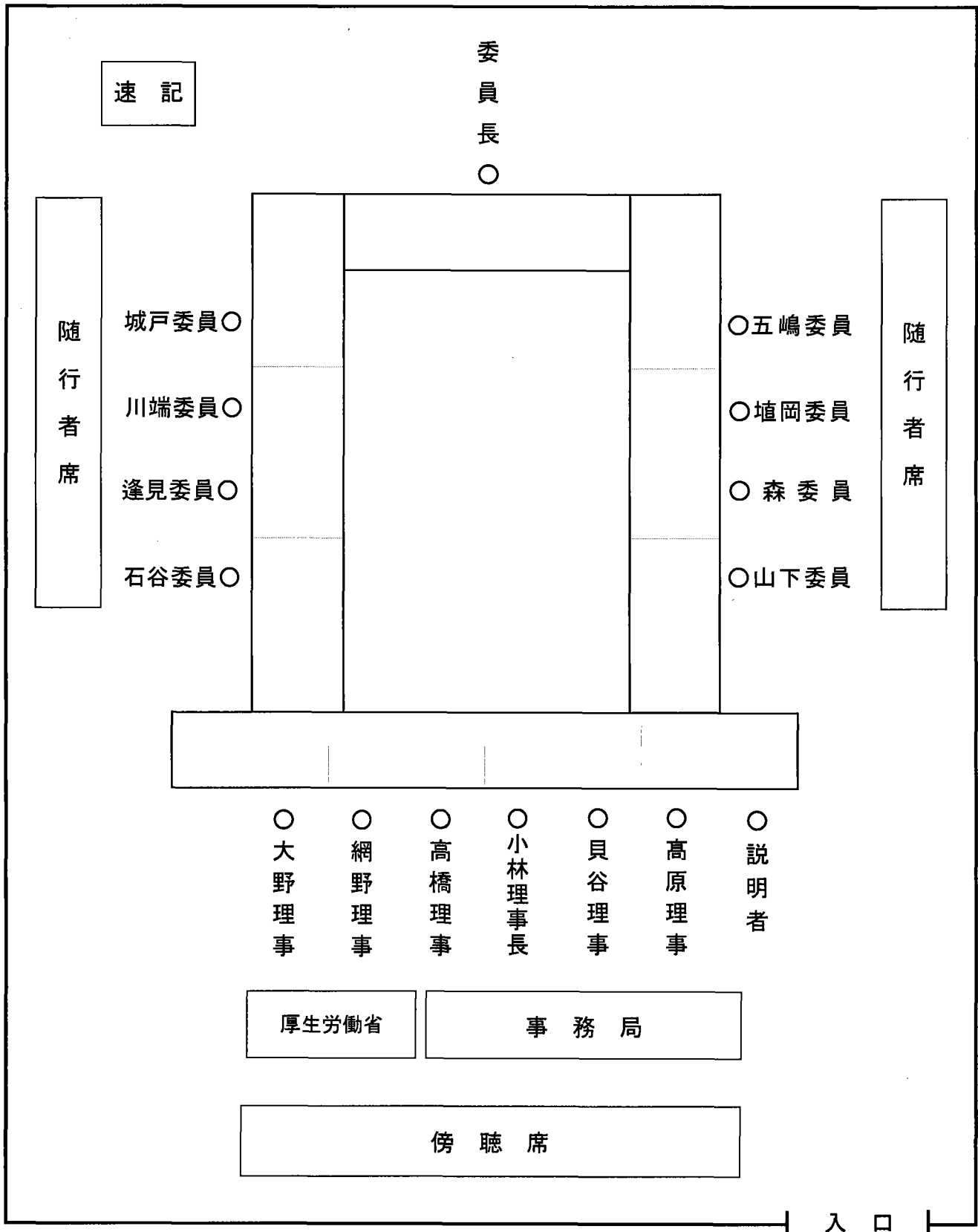
## 〔資 料〕

- 資料1 国及び関係方面への要望の動向
- 参考資料1 来年度の保険料率に係る協会から厚生労働省への意見書
- 資料2 23年度収支見通し（医療分・介護分）
- 資料3 保険料率の3月改定に向けた広報の方針
- 資料4 23年度事業計画（案）について
- 資料5 高齢者医療制度改革会議最終とりまとめ
- 参考資料2 4団体共同アピール
- 資料6 中央社会保険医療協議会等について
- 参考資料3 人工透析に関する医療費分析

# 「第26回全国健康保険協会運営委員会」座席図

平成22年12月24日(金) 15:00~17:00

於：アルカディア市ヶ谷



## 国及び関係方面への要望の動向

### < 政府への要望 >

11月19日 細川律夫厚生労働大臣  
(大臣は国会対応のため藤村修厚生労働副大臣が代理)

※ 理事長から要望

12月7日 細川律夫厚生労働大臣

※ 理事長、五嶋委員、山下委員から要望

※ 日本商工会議所、中小企業団体中央会、全国商工会連合会からも  
要望

### < 与党への要望 >

※ 全て理事長から要望

12月1日 枝野幸男民主党陳情要請対応本部長  
(山根隆治本部長代理が代表してご対応)

9日 長浜博行参議院厚生労働委員会理事

11日 足立信也参議院厚生労働委員会理事

16日 石毛鏡子衆議院厚生労働委員会理事

11月から、各支部から民主党都道府県総支部連合会及び地元  
選出民主党国会議員に対して同様の要望。



協発第101207-01号

平成22年12月7日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

全国健康保険協会  
理事長 小林 剛

### 保険財政に対する国庫補助に関する要望について

日頃より当協会の制度運営に当たり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
また、当協会の保険料率の引上げ幅を抑えるための特例措置を講じて頂いており、重ねて御礼申し上げます。

本年度の当協会の保険料率については、本年4月納付分よりかつてない大幅な引上げ（全国平均8.20%→9.34%）を実施いたしました。しかしながら、厳しい経済状況が続く中、現状のままでは平成23年度においても2年連続しての保険料率の引上げが不可避であり、23年度の保険料率は9.5%台という極めて高い水準になる見通しです。

当協会においても、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費の適正化や「事務経費削減計画」に基づく経費の節減等を強力に推進しているところですが、2年連続となる保険料率の引上げについては、現下の中小企業の経営環境や家計の状況、さらに運営委員会や全国の支部評議会での意見を踏まえると大変困難なことを考えております。

また、今般の保険料率の引上げによって、同じ被用者保険である健康保険組合の保険料率(22年度予算早期集計平均7.62%)との格差は一層拡大しており、国民皆保険の下での負担の公平を図る観点からはこれを是正していく必要があると考えています。

これらの状況を踏まえ、国の財政状況も大変厳しい状況にあるとは承知しておりますが、来年度の予算編成において国庫補助率本則上限の20%に向けた一層の財政支援などの対策を是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。



協発第101201-01号

平成22年12月1日

民主党陳情要請対応本部

本部長 枝野幸男 殿

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

### 保険財政に対する国庫補助等に関する要望について

日頃より当協会の制度運営に当たり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、当協会の保険料率の引上げ幅を抑えるための特例措置を講じて頂いており、重ねて御礼申し上げます。

協会けんぽは、健康保険組合に加入していない、主に中小企業の被用者・家族3500万人の加入する健康保険を運営しております。

本年度の当協会の保険料率については、本年4月納付分よりかつてない大幅な引上げ（全国平均8.20%→9.34%）を実施いたしました。しかしながら、厳しい経済状況が続く中、現状のままでは平成23年度においても2年連続しての保険料率の引上げが不可避であり、23年度の保険料率は9.5%台という極めて高い水準になる見通しです。

当協会においても、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進などの医療費の適正化や経費の節減等を強力に推進しているところですが、2年連続となる保険料率の引上げについては、現下の中小企業の経営環境や家計の状況、さらに事業主代表や被保険者代表などの意見を踏まえると大変困難なことと考えております。

また、今般の保険料率の引上げによって、同じ被用者保険である健康保険組合の保険料率(22年度予算早期集計平均7.62%)との格差は一層拡大しており、国民皆保険の下での負担の公平を図る観点からはこれを是正していく必要があると考えています。

これらの状況を踏まえ、協会けんぽに対する国庫補助率について、現行の16.4%から法律上の上限である20%に向けた財政支援などの対策を厚生労働省に要望しています。与党におかれましても、特段のご理解とご配慮をよろしくお願い申し上げます。



平成22年12月7日

中小企業向け健康保険制度に対する国庫補助の引上げについて（要望）

日本商工会議所  
会頭 岡村 正

全国中小企業団体中央会  
会長 鶴田 欣也

全国商工会連合会  
会長 石澤 義文

一昨年に発足した全国健康保険協会は、中小企業向けの健康保険制度として、現在3,500万人の加入者を擁し大きな役割を担っている。しかし、同協会の財政は、景気低迷や医療費の増加等の影響を受け、今年の春に、保険料率が8.2%から9.34%に大幅に引上げられた（平均的な被保険者（月収28万円）の場合、月額保険料は労使合計で約3,200円の増で約26,200円）。

景気の現状は急激かつ大幅な悪化から持ち直しつつあるものの、中小企業を取り巻く状況は依然として厳しく、先行きの不透明感も増している。このため、平成23年度においても、今年の春に続き2年連続しての保険料率引上げが不可避であり、9.5%台という極めて高い水準になる見通しになっている。このような保険料率の引上げが毎年続けば、中小企業の経営や雇用の悪化等をもたらすことが懸念される。

全国健康保険協会の財政状況を一刻も早く改善し、持続可能な中小企業向け健康保険制度とするため、国庫補助率について、現行の16.4%から健康保険法上の上限である20%へ引上げられたい。

以上



協発第 101208-01 号  
平成 22 年 12 月 8 日

厚生労働省保険局長  
外 口 崇 様

全国健康保険協会  
理事長 小林 剛

### 来年度の保険料率について

来年度の都道府県単位保険料率（以下「保険料率」という。）について、本年 9 月以降当協会運営委員会における審議を通じて検討してきたところですが、9 月の標準報酬月額額の定時決定において 2 年振りに前月比で増加したものの、保険財政の収支改善は見込めず、国庫補助の増額がなければ、保険料率の引上げが不可避の見通しであります。

運営委員会、支部評議会において、現下の中小企業の経営環境や家計の状況を踏まえると、今年度の大幅な引上げに続く 2 年連続の保険料率引上げは大変困難であると考えております。昨日、厚生労働大臣に面会して、協会けんぽに対する国庫補助率について法律本則上の上限である 20% に向けた財政支援などの対策を講じていただくよう要望したところですが、引き続きご検討をお願い致します。

当協会としては、運営委員会でも一致した方針として、23 年 3 月に保険料率を改定する方針です。3 月改定を前提とすると、年内には国庫補助率の水準、準備金赤字の償還方法、激変緩和措置に係る調整基礎率の水準が固まり、1 月には評議会も含めた支部での検討を行い、1 月末までには運営委員会の議を経て保険料率の改定を国に申請する必要があると考えておりますので、宜しくご理解の上所要の検討を進めていただきたく存じます。

準備金赤字の償還方法及び激変緩和措置についての協会の考えは下記の通りです。なお、出産育児一時金の増額（38→42 万円）暫定措置（協会けんぽに対する財政影響は 172 億円の見込み）について、23 年度以降継続するのであれば、併せて現行の当該措置に係る国庫補助も継続するよう強く要望します。

### 記

#### 1. 今年度末に見込まれる準備金赤字の償還方法について

財政再建期間である 24 年度までの 2 年間、各々半分づつ償還することが適当と考えます。

#### 2. 激変緩和措置に係る来年度調整基礎率の抑制について

今年度の調整基礎率からの変動幅をできるだけ小さくすることが適当と考えます。

協会けんぽの収支イメージ(医療分)

(単位:億円)

	21年度	22年度	23年度			備考	
			決算	見直し (22.11.22運営委員会)	見直し (22.11.22運営委員会) (a)		政府予算案に 基づく見込み (b)
収 入	保険料収入	59,555	67,220	67,706	67,723	17	左の23年度(b)の保険料収入を確保するための 全国平均保険料率を機械的に試算した場合 (4月納付分から改定) 9.50%
	国庫補助等	9,678	10,545	11,123	11,196	73	
	その他	501	298	199	200	1	
	計	69,735	78,064	79,028	79,118	90	
支 出	保険給付費	44,513	46,103	47,270	47,261	▲ 9	(参考) 22年度全国平均保険料率 9.34%
	老人保健拠出金	1	1	1	1	0	
	前期高齢者納付金	10,961	12,100	12,252	12,398	146	
	後期高齢者支援金	15,057	14,214	14,639	14,732	93	
	退職者給付拠出金	2,742	1,968	2,730	2,592	▲ 138	
	病床転換支援金	12	0	0	0	0	
	その他	1,342	1,615	1,579	1,575	▲ 4	
計	74,628	76,001	78,470	78,560	90		
単年度収支差	▲ 4,893	2,063	558	558	0		
準備金残高	▲ 3,179	▲ 1,116	▲ 558	▲ 558	0		

- (注) 1. 従来の政府管掌健康保険の単年度収支と同様の手法で作成したものの。  
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。  
 3. 23年度の収支差は、22年度末に見込まれる準備金残高の赤字の半分を返済するための所要額が計上されている。



## 協会けんぽの収支イメージ(介護分)

(単位:億円)

		21年度	22年度	23年度			備考
		決算	見直し (22.11.22運営委員会)	見直し (22.11.22運営委員会) (a)	政府予算案に 基づく見込み (b)	(b)-(a)	
収 入	保険料収入	4,856	6,053	6,201	6,081	▲ 120	左の23年度(b)の保険料収入を確保するための保険料率を機械的に試算した場合(4月納付分から改定) 1.51%
	国庫補助等	1,182	1,223	1,235	1,214	▲ 21	
	その他	1	0	0	0	0	
	計	6,039	7,276	7,436	7,294	▲ 142	
支 出	介護納付金	6,218	6,949	7,534	7,402	▲ 132	(参考)介護保険料率の推移(%)
	その他	32	0	0	0	0	
	計	6,250	6,949	7,534	7,402	▲ 132	
単年度収支差		▲ 211	327	▲ 98	▲ 108	▲ 10	
準備金残高		▲ 203	124	26	16	▲ 10	

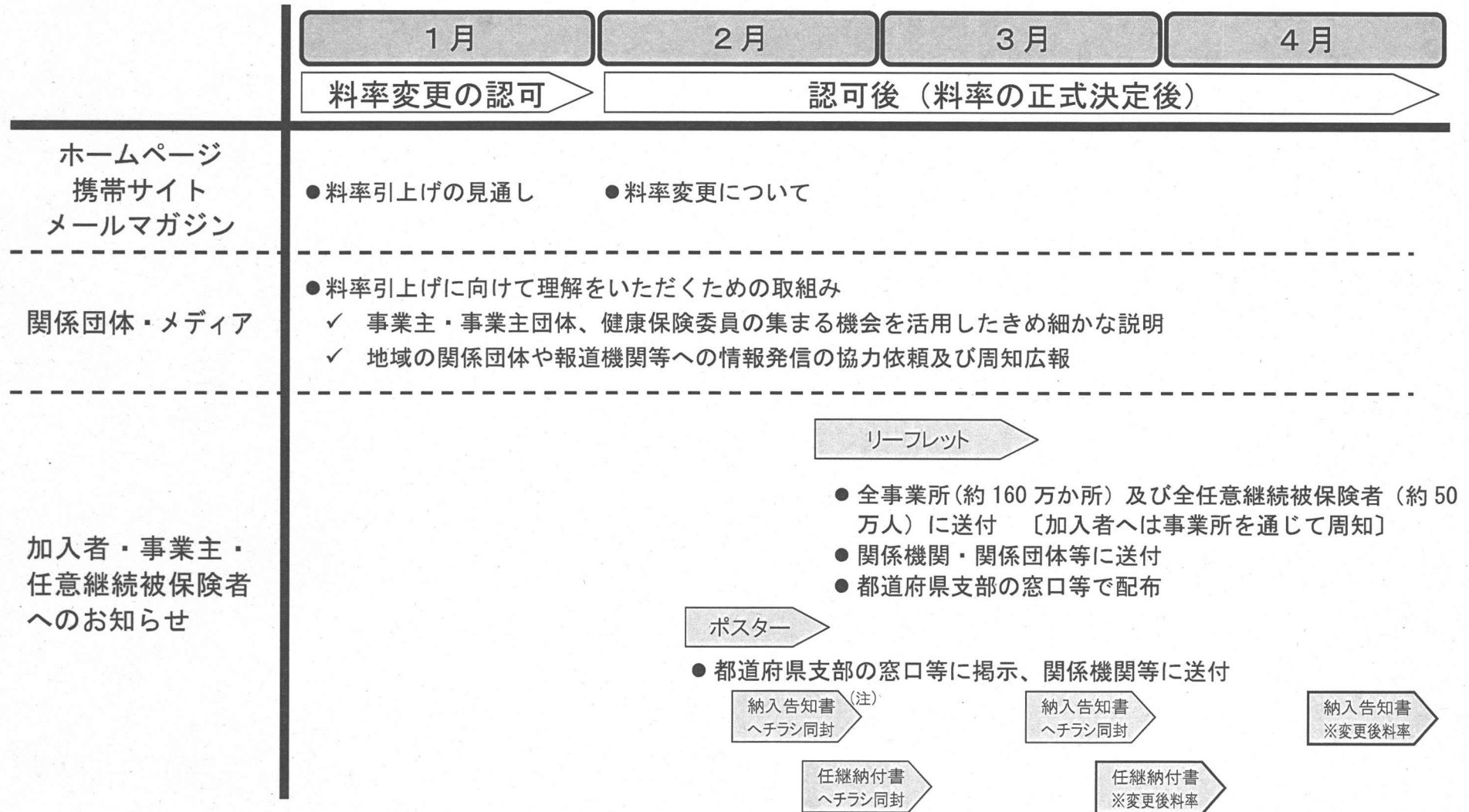
  

年度	16	17	18	19	20	21	22
料率	1.11	1.25	1.23	1.23	1.13	1.19	1.50

(注) 1. 従来の政府管掌健康保険の単年度収支と同様の手法で作成したもの。  
 2. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 保険料率の3月改定に向けた広報の方針について（案）

変更後の都道府県単位保険料率の適用は、一般の被保険者は3月分（4月納付分）から、任意継続被保険者は4月分から



（注）事業主等の利便を図るため、健康保険・厚生年金保険の一体となった保険料額表を作成する

## 協会けんぽ事業計画案

新（平成 23 年度）	現（平成 22 年度）
<p>I. 事業運営の基本方針</p> <p>○ 協会は、標準報酬の大幅な落ち込み等により、21 年度末に準備金残高が大幅な赤字となるなど、極めて厳しい財政状況のもと、22 年度は保険料率を大幅に引上げざるを得なかった。<u>その後も、依然として財政状況は厳しく、また 24 年度までの財政再建期間において、準備金残高の赤字を着実に解消する必要があり、23 年度の保険料率を引上げざるを得ない。24 年度までに財政再建を図り、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。</u></p> <p>○ 家計や経営環境が厳しい状況の中において、保険料率を引上げざるを得ないことについて、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。</p> <p>○ 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ軽減できるよう、<u>地域の実情に応じた医療費の適正化</u>の他、業務改革、経費の節減等のための取組みを強化する。また、国庫補助率の引上げを含めた抜本的な対策が講じられるよう国及び関係方面に引き続き働きかけていく。</p>	<p>I. 事業運営の基本方針</p> <p>○ 協会は、標準報酬の大幅な落ち込み等により、21 年度末に準備金残高が大幅な赤字となるなど、極めて厳しい財政状況にあり、保険料率を大幅に引上げざるを得ない。<u>22 年度から 24 年度までの 3 年間において、赤字を着実に解消して財政再建を図り、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。</u></p> <p>○ 家計や経営環境が厳しい状況の中において、<u>保険料率を大幅に引上げざるを得ないことについて</u>、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。</p> <p>○ 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ軽減できるよう、<u>医療費の適正化、業務改革、経費の節減等のための取組みを強化する。</u>また、国庫補助率の引上げを含めた抜本的な対策が講じられるよう国及び関係方面に引き続き働きかけていく。</p>

○ また、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等のため、21年度からおおむね2～3年程度を集中的な保険者機能強化の取組期間として位置づけており、「保険者機能強化アクションプラン」に基づき、取組みを総合的に推進する。

○ あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他保険者等との連携を深める。

○ また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、新たな組織文化・風土を形成していく。

○ 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表を行うものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。

○ また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

○ また、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等のため、21年度からおおむね2～3年程度を集中的な保険者機能強化の取組期間として位置づけており、22年度においても取組みを総合的に推進する。

○ こうした観点から、「保険者機能強化アクションプラン」を改定し、調査研究の成果、パイロット事業等を踏まえ、実施していく。

○ あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向けて、医療費の低い支部等に関する情報を収集し、他の支部において参考にできるものは積極的に取入れることができるよう、必要な支援を行っていく。

○ また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、新たな組織文化・風土を形成していく。

○ 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもって実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表を行うものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。

○ また、22年1月から日本年金機構が保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担うことを踏まえ、事業の実施

	<p>に当たって同機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。</p>
<p>II. 重点事項</p> <p>1. 保険運営の企画</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療に関する情報提供</li> <li>○関係方面への積極的な発信</li> <li>○保健事業の効果的な推進</li> <li>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</li> <li>○効果的なレセプト点検の推進</li> <li>○<u>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化</u> 等</li> </ul> <p><u>企画力を発揮し、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。</u></p> <p>(2) <u>地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</u></p> <p><u>レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策を、財政再建期間の2年目である23年度において、強力に実施する。</u></p> <p>また、支部の実情に応じ、医療費の適正化のための総合的な対策</p>	<p>II. 重点事項</p> <p>1. 保険運営の企画</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>地域の医療費や健診データを分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療に関する情報提供</li> <li>○関係方面への積極的な発信</li> <li>○保健事業の効果的な推進</li> <li>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進</li> <li>○効果的なレセプト点検の推進 等</li> </ul> <p>医療費適正化に向け、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。</p>

を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

22年度診療報酬改定によるジェネリック医薬品の選択をより容易にする仕組み、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。

(4) 国、都道府県等関係方面への積極的な発信

保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、中央社会保険医療協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。

(5) 調査研究の推進等

これまでの調査研究の成果を踏まえ、次期の医療・介護の報酬改定に向けた調査研究を行う。調査研究に当たっては、医療の質の向上、効率化の観点から、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるように、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。また、医療費分析マニュアル等を拡充し、支部等における活用を推進する。

(2) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

22年度診療報酬改定によるジェネリック医薬品の選択をより容易にする仕組みの導入を踏まえつつ、加入者の視点から、ジェネリック医薬品の使用を促進するための各般の方策を進める。また、生活習慣病に重点を置き、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減効果等を通知するサービスの全国展開の定着を図る。あわせて、ジェネリック医薬品の在庫の確保など、使用促進のための環境整備を関係方面に働きかけていく。

(3) 関係方面への積極的な発信

保険者間の連携のもと、医療費や健診データの分析結果を活かし、中央社会保険医療協議会をはじめ関係方面に対して、加入者・事業主の立場に立った保険者としての意見を積極的に発信していく。

(4) 調査研究の推進等

これまでの調査研究の成果を踏まえ、次期の医療・介護の報酬改定に向けた調査研究を行う。調査研究に当たっては、医療の質の向上、効率化等の観点から、医療費等に関するデータベースの充実を図るとともに、加入者に対して、レセプト情報等に関してさらに詳細な情報が提供できるように、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。また、医療費分析マニュアル等を拡充し、支部等

また、支部と本部が連携した調査研究に着手する。

(6) 加入者・事業主に響く広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを実施するとともに、メールマガジンや携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

モニター制度や対話集会をはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、地方公共団体等とともに広報に努める。

(7) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組などのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

における活用を推進する。

(5) 加入者に響く広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを実施するとともに、携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

モニター制度や対話集会をはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、加入者の意識が高まるよう広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組などのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

## 2. 健康保険給付等

### (1) サービス向上のための取組

加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。その際、各支部の創意工夫を活かしていく。

健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

年金事務所の協力・連携や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱を進め、各支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申

## 2. 健康保険給付等

### (1) サービス向上のための取組

加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。その際、各支部の創意工夫を活かしていく。

健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

年金事務所の協力・連携や公募により、健康保険委員（健康保険サポーター）の委嘱を進め、各支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申



請や電子申請の促進のための環境整備を進める。

インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

(2) 高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを簡素化するサービスを更に推進する。

(3) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所等の窓口のあり方を検討する。

(4) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得つつ、的確に

請や電子申請の促進のための環境整備を進める。

インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

(2) 窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的にサービスを提供する。

また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部窓口のサービスの充実を図りつつ、年金事務所等の窓口のあり方を検討する。

(3) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、的確に行っていく。

行っていく。

(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進

傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、本部、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査手法を全国的に実施していく。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。

(6) レセプト点検の効果的な推進

システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。

また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効果的活用、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価等により、点検技術の全国的な底上げを図るとともに、点検効果額を更に引上げる。

(7) 債権の発生抑制及び早期回収

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収などを強化するとともに、発生した債権の早期回収に努める。

(4) 適正な給付業務の推進

パイロット事業の成果を踏まえ、不適切な申請事例へ対処するため、効果的な審査・調査手法を全国的に実施していく。

(5) レセプト点検の効果的な推進

23年4月からのレセプトの電子化に向け、システムにより点検できるレセプトの範囲や項目を大幅に拡充し、点検業務を充実強化する。

また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価の導入等により、点検技術の全国的な底上げを図るとともに、点検効果額を大幅に引上げる。

### 3. 保健事業

#### (1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、22年9月に協会内でとりまとめた基本的方向性に沿って、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。その際、支部ごとの「健康づくり推進協議会」などにおいて、保健事業に関する全体像などを描く。

保健事業の効果的な推進を図るため、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていく。

#### (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、適切な広報等とともに、引き続き、加入者の家族の受診券を簡素な手続きにより交付する、市町村が行うがん検診との連携を進める、特定保健指導の外部委託を活用するなどして、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。

事業者健診については、事業所に対する意識啓発及び、特定健康診査との共通検査データを保険者として取得する方法を工夫するなどにより、その特定健康診査実施目標の到達に努めていく。

保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善が継

### 3. 保健事業

#### (1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、健診及び保健指導を中核として、その他の保健事業を適切に組み合わせ、保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。その際、支部ごとの「健康づくり推進協議会」などにおいて、保健事業に関する全体像などを描く。

保健事業の効果的な推進を図るため、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていく。

#### (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、適切な広報等とともに、加入者の家族の受診券の交付手続きを簡素化する取組みを全国展開するなどして、加入者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。

事業者健診については、事業所に対する意識啓発及び、特定健康診査との共通検査データを保険者として取得する方法を工夫するなどにより、その特定健康診査実施目標の到達に努めていく。

保健指導については、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。また、保健指導や生活習慣の改善が継

続されるよう、事業の実施方法を工夫する。

### (3) 各種事業の展開

保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健康診査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。

## 4. 組織運営及び業務改革

### (1) 組織や人事制度の適切な運営

#### ◇ 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

#### ◇ 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施するとともに、必要に応じて制度の見直しを行い、実績や能力本位の人事を推進する。

#### ◇ 新たな組織風土・文化の定着

協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーション

続されるよう、事業の実施方法を工夫する。

### (3) 各種事業の展開

保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者との連携を推進し、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。

国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。

## 4. 組織運営及び業務改革

### (1) 組織や人事制度の適切な運営

#### ◇ 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

#### ◇ 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に実施するとともに、必要に応じて制度の見直しを行い、実績や能力本位の人事を推進する。

#### ◇ 新たな組織風土・文化の定着

協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーション

ヨンの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行うとともに、仕事を通じて職員の意識改革を更に進め、加入者本位や、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着を図る。

◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◇ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

新卒採用者の研修を始めとした若年層に対する研修体系を整備し、協会の将来を担う人材育成を推進するとともに、昇格等に合わせて行う各階層別研修について一層の充実を図る。

また、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図るとともに、引き続き、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の

ヨンの強化、人材育成、働きがいを実感できる職場づくりを行うとともに、仕事を通じて職員の意識改革を更に進め、加入者本位や、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の定着を図る。

◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護やセキュリティについては、各種規程の順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

◇ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

職員として各階層に求められる能力や知識の習得に併せ、企画、サービス向上、コンプライアンス・個人情報保護、レセプト点検、保健事業等の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。

重点的な分野に関する研修等を実施する。

(3) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(4) システムの刷新

現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことから、23年度においては、22年度における調査結果を受けて、新しい業務プロセスを踏まえたシステムの機能を定め、24年度以降、段階的にシステムを刷新していく。

(5) 経費の節減等の推進

事務経費削減計画を踏まえ、任継保険料の口座振替や年金事務所

(3) 業務改革の推進

よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務プロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

ITガバナンスのもと、レセプトの原則オンライン化などの医療のIT化に適切に対応するとともに、業務処理の状況等を踏まえたシステムの改善を推進する。さらに効果的なIT活用の在り方を検討する。

(4) 経費の節減等の推進

職員のコスト意識を高め、競争入札や全国一括入札、適切な在

の窓口職員の適正配置を進めるなど業務の実施方法の見直しを行  
うとともに、引き続き競争入札や全国一括入札、適切な在庫管理等  
により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切  
に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表するこ  
とにより、透明性の確保に努める。

庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切  
に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表する  
ことにより、透明性の確保に努める。

本部及び支部に帰属する経費の明確化等により、支部別の財務  
状況の適時・的確な把握に努める。

協会の運営に関する各種指標(23年度数値)について

【目標指標】

サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2日以内
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度	22年度の状況より改善
	職員の応接態度に対する満足度	22年度の状況より改善
	訪問目的の達成度	22年度の状況より改善
	窓口での待ち時間の満足度	22年度の状況より改善
	施設の利用の満足度	22年度の状況より改善
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 45% 47.5% 被扶養者 55% 62.5%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	20%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 37.1% 41.2% 被扶養者 32.4% 38.6%
健診・保健指導の効果	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	22年度の状況より改善
	生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況— メタボリックシンドローム診断基準項目別該当者率	22年度の状況より改善
	生活習慣病(問診票区分)の改善度 生活習慣の改善状況	22年度の状況より改善
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり資格点検効果額	22年度を上回る
	被保険者1人当たり内容点検効果額	22年度を15%以上上回る
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	22年度を20%以上上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	使用割合の伸び率を22年度の3倍に増加 26%



【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数</li> <li>・随意契約の割合(件数)、内訳</li> <li>・コピー用紙等の消耗品の使用状況</li> </ul>

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜、追加

Ⅲ. 事業体系

事 項		内 容
保険運営の企画	運営委員会・評議会の運営	○本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置し、その運営を行う。
	保険料率の設定	○都道府県単位保険料率を設定する。
	財政運営	○健康保険の財政運営を行う。
	運営の企画	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合的な推進を図る。
	調査分析・統計	○医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を作成する。
	広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
健康保険給付等	保険証の交付	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
	保険給付	○健康保険の給付を行う。 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費を支払う。審査支払手数料は 114 円 20 銭（うちオンライン請求促進分は 104 円 101.40 円）） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等）
	レセプトの点検	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：373,459 千件 ※【23 年度見込み】
	債権の回収等	○債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	任意継続被保険者業務	○任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。
	窓口サービス・相談	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	情報提供	○医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供等を行う。

保健事業	健診	<p>○被保険者（35歳以上の者）については、健診機関と契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関の中央団体と契約し、受診券を配布し、地域の特定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。（健診費等の支払は、社会保険診療報酬支払基金を代行機関として利用）</p> <p>○40歳及び50歳への付加健診、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。</p> <p>【目標】・特定健康診査実施率：<u>66.2%</u>（被保険者 <u>67.5%</u>（事業者健診結果の取得 20%を含む）・被扶養者 <u>62.5%</u>）</p>
	保健指導	<p>○被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施する。</p> <p>○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健指導機関の中央団体と契約し、利用券を配布し、地域の特定保健指導機関で特定保健指導を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。</p> <p>【目標】・特定保健指導実施率：<u>40.5%</u>（被保険者 <u>41.2%</u>、被扶養者 <u>38.6%</u>）</p>
	健康づくり事業	○健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	情報提供	○健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
福祉事業	高額療養費等の貸付	<p>○高額療養費や出産費用の貸付けを行う。</p> <p>・貸付予定額：約 29.27 億円</p>
その他	健康保険委員の委嘱 等	<p>○健康保険委員の委嘱を行う。</p> <p>○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。</p>